

議案第13号、大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号について、ご説明いたします。当議案は、会計年度任用職員の給与改定にかかるものでございます。

今回の給与改定につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告及び10月17日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。まず、1の改正を必要とする条例については、記載の1つの条例であります。次に、2の改正の趣旨については、令和6年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、給料表及び期末手当支給月数について所要の改正を行います。

また、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額についても改正を行うものであります。

3ページをお願いいたします。3の実施時期についてであります。1つ目として、給料表の改定と職種単価の上限額の改正については、令和6年4月1日に遡って施行するものであります。人事院の指

針を受けた国の非常勤職員の取扱を踏まえ、本市会計年度任用職員においても、昨年度より正規職員と同様に適用の時期を遡及して改正を行っております。

2つ目として、令和6年12月期の期末勤勉手当の支給月数の改正については、令和6年12月1日に遡って適用するものであります。

3つ目として、令和7年度以降の期末勤勉手当の支給月数の改正については、令和7年4月1日付けで施行、適用するものであります。

4ページをお願いいたします。4の改正内容についてであります
が、給料については国の給料表に対応する号給について同様の改定を行います。行政職給料表では、月額20,900円から26,300円の増額改定となります。期末勤勉手当につきましては、令和6年12月分として、現行の期末手当1.225月、勤勉手当1.025月から期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げ、期末手当1.275月、勤勉手当1.075月とし、年間では4.60月の支給へ引き上げるものです。また、令和7年度以降は、同様の年間月数を6月と12月に等分して支給するものであります。

5ページをお願いします。人事院勧告等による近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について、改定を行うもの

で、現状 564,500円 を 587,800円 に増額するものであります。

6ページをお願いいたします。影響額については、記載のとおり、令和6年度においては、給料・報酬等が5億3000万円、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。個別の職員に係る具体例として、事務補助で1日7時間、週5日勤務の会計年度任用職員の初年度の給与について、改正前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。